

# 令和2年度マイクロツーリズム商品造成支援事業助成金交付要綱

## (趣旨)

第1条 漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）は、新型コロナウイルスの影響により落ち込んだ観光需要の喚起の回復を図るため、県内の旅行会社等による県内観光を目的とした旅行商品の造成について、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付についてはこの要綱に定めるところによる。

## (助成対象者)

第2条 この要綱による助成の対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づき旅行業の登録を受けており、茨城県に営業所を置く旅行事業者等とする。

## (助成要件)

第3条 この要綱による助成は、次の要件をすべて満たし、漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会長（以下「会長」という。）が承認した旅行商品を対象とする。

ただし、同一内容で複数の催行日がある場合は、まとめて1旅行商品とする。

- (1) 令和2年9月30日までに実施する旅行商品であること。
  - (2) 茨城県内を発着地とし、立寄地がすべて茨城県内の募集型企画旅行商品及び受注型旅行商品であること。
  - (3) 参加した旅行者への聞き取り等を行い、様式4号の2により、結果報告書を作成し提出すること。
  - (4) 1旅行商品あたり10名以上の送客があること。
  - (5) 茨城県内の魅力を体験できるツアーなど、新規性・独創性の高い旅行商品であること。
  - (6) 各種業界等の策定する新型コロナウイルス感染症拡大予防に係るガイドライン等を遵守し、かつ旅程に含まれる施設等については、茨城県の実施する「いばらきアマビエちゃんシステム」を導入する施設に限ること。また、参加者全員（添乗員含む）についても同システムの登録を各施設ごとに行わせること。
  - (7) 販売商品には本助成制度が適用となっている旨、広報媒体等に記載すること。
- 2 1事業者につき助成を受けることができる回数は、最大3商品までとする。

## (助成額及び助成限度額)

第4条 助成額は、送客実績に応じて下表により算定する。

	割引前の販売価格（税込） （1人あたり）	助成金額（1人あたり）	上限額（1商品あたり）
旅行商品	4,000円以上10,000円未満	2,000円	200,000円
	10,000円以上	5,000円	

## (交付申請手続)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、令和2年度マイクロツーリズム商品造成支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付し、旅行商品販売日の10日前または令和2年7月29日のいずれか早い日までに提出すること。（該当日が閉庁日の場合その前日）

なお、予算の執行状況により、実施期間後に追加募集を行う場合は、協議会事務局長が別に定める。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の交付申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、令和2年度マイクロツーリズム商品造成支援事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に対して通知するものとする。

(事業の変更等)

第7条 前条の規定により助成金の交付を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、交付決定した旅行商品の内容を変更又は中止する場合は、速やかに令和2年度マイクロツーリズム商品造成支援事業変更（中止）申請書（様式第3号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。

ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(終了報告)

第8条 助成事業者は、旅行商品の全催行終了日から起算して30日以内又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに、必要書類を添えた令和2年度マイクロツーリズム商品造成支援事業終了報告書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

(助成金額の確定)

第9条 会長は、前条の終了報告を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、助成金額を確定し、令和2年度マイクロツーリズム商品造成支援事業助成額確定通知書（様式第5号）により、当該交付決定を受けた団体に通知する。

(助成金の請求)

第10条 前条の規定による通知を受けた助成事業者は、通知日から起算して14日以内に令和2年度マイクロツーリズム商品造成支援事業助成金請求書（様式第6号）を会長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定の取消し等)

第11条 助成事業者が不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、助成事業者は、当該取消しに係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

(関係書類の保管等)

第12条 助成事業者は、当該助成の対象となった事業に関する経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該事業の終了した日の属する年度の翌年から5年間これを保管しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項については、協議会事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は令和2年7月10日から施行する。